

法人区分選択チャート

※応募にあたっての参加資格要件は、募集要項の該当箇所を必ずご確認ください。

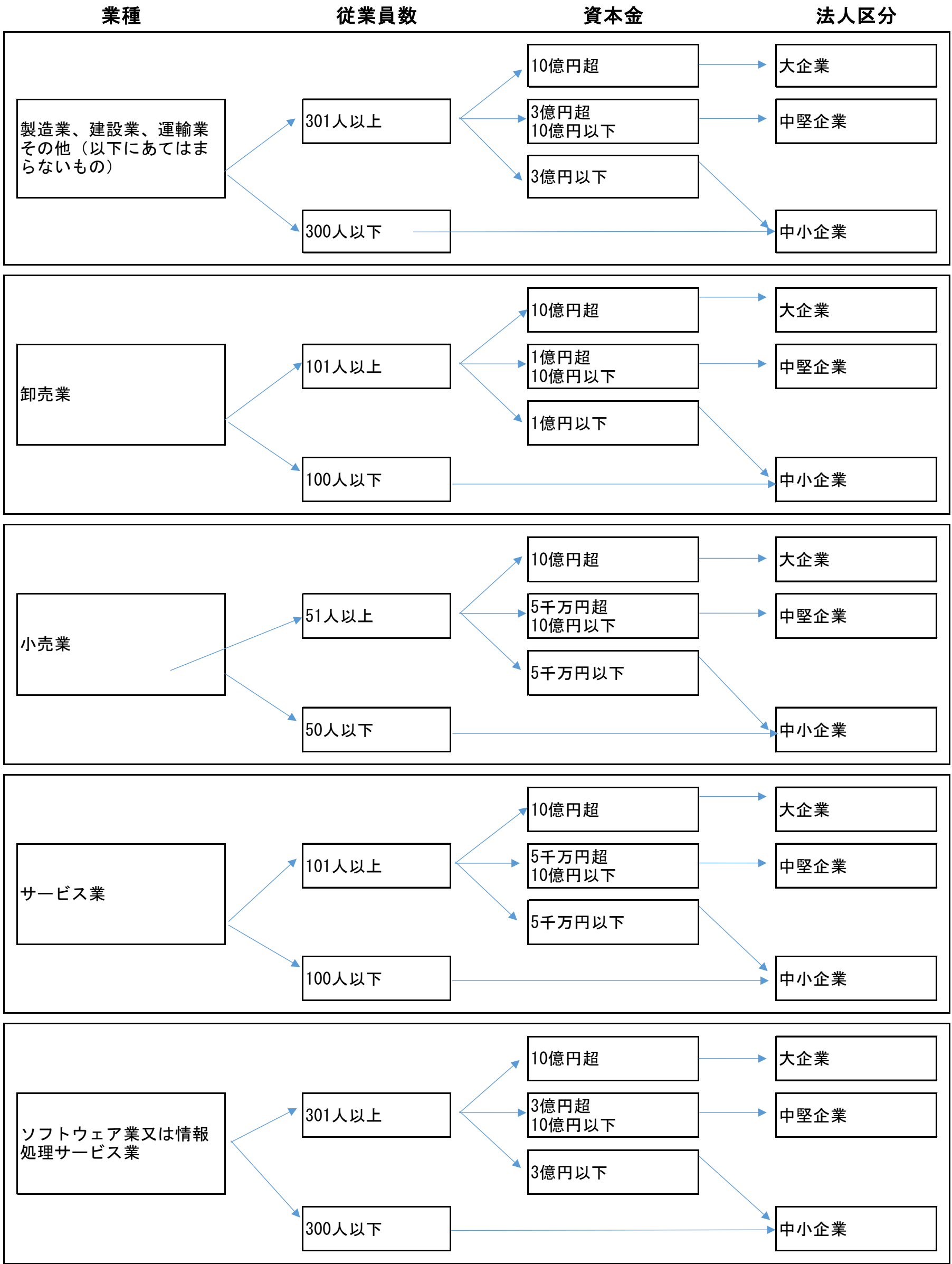
会社：
日本法上の株式会社、合名会社、合資会社
あるいは合同会社のいずれかである

- 会社法上の外国会社
- 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上を外国会社が所有
- 外国会社の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占める
- ① 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有
- ② 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有
- ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている

外国会社
(本事業対象外)

みなし大企業

※大企業が構成員として含まれているグループ内にある中小・中堅企業は、中小企業支援型の対象外となります。



中小企業団体：
中小企業団体の組織に関する法律第三条に定める中小企業団体のうち事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協同組合、および商工組合が対象となります。

中小企業団体

会社あるいは中小企業団体以外の本邦登記法人：
社団法人や財団法人、NGO/NPO等はここに含まれます。

その他の法人

※資本金で●●円超は●●円を含まず、■■円以下は■■円を含むものとします。